

ー坂町県道推進室からのお知らせー

県道だより

第4号 発行：平成16年2月1日

〒731-4393 広島県安芸郡坂町
平成ヶ浜一丁目1番1号
坂町県道推進室

TEL (082) - 820 - 1536

FAX (082) - 820 - 1523

E-mail:sanken@town.saka.hiroshima.jp

県道坂小屋浦線の現在の状況は、平成14年度から地形測量を継続的に行っており、これまで関係権利者のうち、約8割の方々から測量同意を得て地形測量を実施しています。

広島県と町は、道路計画を具体的に関係者の方にお示しするため、引続き残る関係者の方々から地形測量の同意を得る努力をしております。

また、これまでJRの平面踏切や総頭川の離合困難区間などでは、緊急活動への支障などが懸念されておりましたが、先日発生した上条地区の住宅火災で出動した消防車のうち、矢野出張署及び町の本部分団から出動した消防車が踏切遮断で立止り、坂出張署の消防車が離合困難箇所ですべて停車を余儀なくされるなど、現場到着に手間取った状況もありました。こうした状況を解決するためにも早期に県道事業の整備が望まれます。

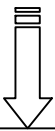
今回は、道路事業や街路事業など都市計画決定後に道路ができるまでの手順を説明します。

県道坂小屋浦線のできるまで

1. 現況測量

平成14年11月 地形測量に着手

◎県道事業は、土地所有者など、関係者の方の理解を得つつ、継続して地形測量を実施しております。



2. 道路設計

地形など考慮しながら道路の構造について具体的な設計を行います。道路と宅地など取付等も地元と協議し計画します。



3. 事業説明会の開催

関係者、土地所有者の皆さんに事業の具体的な内容を説明します。



4. 用地測量・物件調査

現地に具体的な道路区域（幅杭）を設定し、境界立会や家屋への立入了解を得て用地や家屋の調査を行います。



事業認可（知事認可）・事業着手

事業計画には、事業施行期間、施行区域などを定め、知事の認可を受けた後、告示され、関係図書が縦覧されます。
※ 事業認可されると、土地収用法が適用されるとともに、その区域内において事業の障害となる恐れがある土地の形質の変更または建物の建築などについて規制が働くこととなります。なお、その行為を行うためには、許可が必要となります。

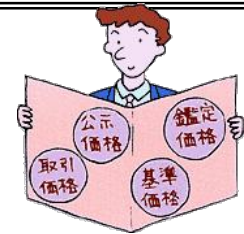
5. 補償額の算定

用地測量、家屋調査に基づく土地、建物、その他の補償額の算定を行います。

補償の対象となるのは、土地だけではありません。建物や立木、営業損失など様々なものがあります。裏面でその主なものについて紹介します。

土地の補償

お譲りいただく土地の価格は、周辺の土地の売買価格や公示価格、基準地価格、不動産鑑定評価額などに基づいて適正に算定します。



建物の補償

土地に建物がある場合は、その土地と建物の関係、利用状況、種類、構造などから移転方法（再築、曳家、改造工法など）を決定し、移転に必要な費用を補償します。



建物移転に伴う経費の補償

引越しの費用、建築確認など法令上の手続きに要する費用、上棟式の費用など、建物を移転するのに必要な経費を補償します。



工作物の補償

門扉、看板、カーポート、ビニールハウス、灯籠など、移転できる工作物についてはその移転費用を、ブロック塀、井戸など移転できないものについては、同程度のものをつくるのに要する費用を補償します。



立木の補償

庭木、果樹などで移植可能なものは移植費用を、用材木など移植できないものは伐採補償をします。



6. 公共用地取得に伴う損失補償基準に基づき適正な補償を行います。

- 土地の補償金額は、説明会等でご了解いただく土地価格単価とお譲りいただきたい土地の面積により決定します。
- 建物等の補償金は、その種類、数量等が個別に異なりますので、建物調査等の詳細な調査の結果を確認していただいたものを基に補償金を算定した上で、個別に移転工法など説明しながら協議を行います。

これらの補償金の内容については、権利者の方々へ十分な説明を行います。

- ◎ 権利者の方々へ説明した補償金額等で了解をいただき、土地売買・建物等の移転補償契約などの契約書に署名押印いただきますと契約が成立いたします。
- ◎ 契約が成立し、土地等の所有権移転登記に必要な書類等を提出していただき、契約額の前金払い、移転登記・物件移転が完了し、土地の引渡しを受けた後に残金をお支払いいたします。



7. 工事の地元説明会・工事の着手

家屋の移転、用地購入後、
工事説明会を行い工事着手
となります。



8. 工事の完成・供用開始